

学修の成果に係る評価及び卒業又は
修了の認定に当たっての基準

履修規程

(学則 第15条関連)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 学生が卒業資格を得るための履修は、学則第3章から第5章までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

2 履修とは第5条に定められた学科目の講義（演習・実験実習・実技・製図等を含む。）を受講することをいう。

第2章 科目の履修

(授業期間)

第2条 本学の授業は、1年間を前期・後期の2学期（セメスター）に分けて実施する。

2 各授業科目の授業は、原則として8週または15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(卒業単位)

第3条 学生が4年以上在学し卒業資格を得るためには、124単位以上を取得しなければならない。

2 上記の卒業に必要な124単位のうち、共通総合教育科目及び専門科目の内訳は、次のとおりとする。

区 分	学 科	単 位	
共通総合 教育科目	航空工学部	航空工学科	36
	工学部	情報・AI・データサイエンス学科	36
		機械システム工学科	
		環境エンジニアリング学科	
		建築デザイン学科	
専門科目	航空工学部	航空工学科	88
	工学部	情報・AI・データサイエンス学科	88
		機械システム工学科	
		環境エンジニアリング学科	
		建築デザイン学科	

3 共通総合教育科目36単位の科目区分別の内訳は、次のとおりとする。

航空工学部

学科・コース	科目区分	最低修得単位数		計
		必修科目	全科目から	
航空工学科	自己発見力	4	18	36
	工学基礎力	8		
	社会人基礎力	6		
	一般教養	0		
	計	18	18	36

工学部

学科・コース	科目区分	最低修得単位数		計
		必修科目	全科目から	
情報・AI・データサイエンス学科 (情報工学ビジネス分野を除く。) 機械システム工学科 環境エンジニアリング学科 建築デザイン学科	自己発見力	4	18	36
	工学基礎力	8		
	社会人基礎力	6		
	一般教養	0		
	計	18	18	36
情報・AI・データサイエンス学科 情報工学ビジネス分野	自己発見力	4	24	36
	工学基礎力	2		
	社会人基礎力	6		
	一般教養	0		
	計	12	24	36

※一般教養科目：日本語科目、他大学等履修科目及びその他指定する科目

4 専門科目 88 単位の学科及びコース別の内訳は、次のとおりとする。

航空工学部

学 科	適用のコース	最低修得単位数		
		必修科目	選択科目	計
航空工学科	航空エンジニアリング	14	74	88
	航空操縦学専攻	14	74	
共通・専門一般		0	0	

工学部

学 科	適用の分野	最低修得単位数		
		必修科目	選択科目	計
情報・AI・データサイエンス学科	知的情報ネットワーク	42	46	88
	デジタルコンテンツ	42	46	
	情報工学ビジネス	40	48	
機械システム工学科	ロボット・メカトロニク	53	35	88
	先端交通機械工学	68	20	
	医療福祉ロボット	53	35	
	スポーツ科学	54	34	
環境エンジニアリング学科	都市環境エンジニアリング	64	24	88
	クリーンエネルギー	64	24	
建築デザイン学科	建築デザイン	44	44	88
	インテリアデザイン	44	44	
	VR デザイン	44	44	
各学科共通・専門一般		0	0	

注1 選択科目のうち、科目区分において、最低修得単位数が指定されているものは、当該区分内で所定の単位数を修得するものとする。

その他の選択科目は、学科又は科目区分の中から自由に取得できる。

注2 卒業研究（4単位）は、専門科目の必修に含まれる。

注3 他学科科目は、指定された共通科目又は単位互換が認められる科目を除き、卒業要件単位として取り扱われない。

注4 教職教育課程科目の教科に関する科目のうち、一種免許状「技術」、「工業」及び「情報」に関わる科目は、各学科専門選択科目として、卒業要件単位に加算される。

(単位算定基準)

第4条 各授業科目（以下「科目」という）の単位算定基準は、学則第18条により講義、演習、実験、

実習、実技及び、それらを組み合わせた授業について、15～45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、いずれも授業時間外の学修（事前学修及び事後学修）を含めて1単位あたり45時間の学修が確保されなければならない、各学期末に行う定期試験を授業時間を含めることはできない。

（履修科目及び単位）

第5条 各年次の学生が履修する科目及びその単位は、学則第11条の3別表第1のとおりとする。

第3章 卒業研究

（卒業研究への着手）

第6条 学生は、履修する科目について卒業要件単位を100単位以上取得しなければ卒業研究に着手することが出来ない。

2 学生は、3年終了時に前項の要件を満たしていないときは、その学年を留年とする。

3 留年生は、次年度前期を履修し、卒業要件単位を100単位以上取得した場合、秋季に4年に進級させ卒業研究に着手することができるものとする。

（卒業研究の対象）

第7条 卒業研究は、当該学科の専門科目又は専門科目と関連のある事項を対象とするものとする。

（卒業研究の届け出等）

第8条 卒業研究の題目は、第4年次の前期講義開始後1か月以内に指導教員の同意を得て教学課に届け出なければならない。

2 卒業研究の成果は、所定の日時まで提出するものとし、所定の日時に遅れて提出されたものは原則として受理しない。

（審査）

第9条 卒業研究は、別に定められた審査会の審査に合格しなければならない。

第4章 受講

（講義の種類）

第10条 講義は、その開講期間、内容等によって、次のとおりとする。

（1）通年講義（1年間の継続講義）

（2）前期完結講義（前期開講、完結の講義）

（3）後期完結講義（後期開講、完結の講義）

（4）集中講義

（5）特別講義

（6）補習講義（補講）

ア 定期試験前補習講義

イ その他の補習講義

(通算期の名称)

第10条の2 入学後の通算する期の名称は、当初の期を第1期(編入学の場合は、第5期)とし、以後連続番号をもって呼称する。

(閉講)

第11条 選択科目は、年次により開講しないことがある。

2 開講した講義でも受講人員が10名に満たない場合には、開講を取りやめることがある。

(受講の制限等)

第12条 各講義は、その内容、講義室、教育機材等の都合により受講人員を制限することがある。

2 コース、課程、講座、その他系列等の講義については、第1項の規定のほか、それぞれの定めるところにより、一貫した関連科目を受講しなければならない。

(履修の特例)

第12条の2 本学の履修において、外国人留学生の授業科目選択上支障が生じるおそれのある場合、あるいは学生にとって修学上望ましいと判断される場合等にあつては、卒業研究、実験・実習等を除き、当該学科の1つ上位年次の科目を受講することができる。

2 前項の受講については、当該学科科目担当者の了解を得るものとする。

(受講の選択)

第13条 同一科目につき2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講することができる。ただし、授業の都合上受講を特に指定しているときは、この限りではない。

(他学科科目の受講と単位認定)

第13条の2 本学における履修において、学習目標の達成、就職業種関連内容の修得、履修希望科目の重複等のため、必要により他学科科目の履修を希望する場合は、これを受講することができる。

2 前項の受講については、当該学科及び他学科科目担当者の了解を得るものとする。

3 他学科での履修科目の単位認定等基準は、次のとおりとする。

(1) 次の科目については、卒業要件単位として認められる。

ア 共通科目として指定されたもの

イ 互換単位として認められたもの

(2) 上記に該当しない科目については、自由選択科目として、履修記録される。

(3) 次の科目は、履修できない。

ア 卒業研究

イ 製図、実習、実験等

ウ 受講者が制限されるもの

エ その他学科が定めるもの

(履修登録)

第14条 学生は、履修しようとする科目について、当該学期の履修登録期間内に、所定の方法による履修登録を行わなければならない。

2 学生が、年間に履修登録できる科目の総単位数は48単位を上限とする。ただし、当該年度の前年度

のGPAに基づき、次の単位数を上限とすることができる。

GPAが3.5以上の者	60単位
GPAが3.0以上3.5未満の者	55単位
GPAが2.5以上3.0未満の者	50単位

- 3 前項に定める上限単位数には、他学科科目、教職に関する専門科目（学科の専門選択科目として取り扱う科目を除く。）及び別に指定する科目の単位は含まないものとする。
- 4 第1項に規定する期間内に所定の手続きを行わない者は、授業を受けることはできない。ただし、特別の事由があると認められる場合は、科目担当教員及び所属の学科又は教学課に届けて承認を得たのち、その科目を履修することができる。

（履修登録の制限に関する特例）

第14条の2 学生が第14条第2項の規定にかかわらず、履修登録できる総単位数の上限を超える科目の履修を希望し、かつ、所属の学科又は教学課が特別の事由があると認めた場合には、教務委員会に諮り承認を得たのち、学生は所定の履修申請書を教学課に提出することにより、上限単位数を超える科目を履修することができる。

（履修登録の変更）

第15条 一旦履修登録した科目は、正当な理由なしに変更することはできない。

第16条 受講の取り消しは、所定の期日までに教学課に届け出たときに限ってこれを承認する。
ただし、一旦取り消した科目の復活は、これを認めない。

第5章 試験及び成績考査

（単位の授与）

第17条 本学は、授業科目を履修した学生に対して、試験その他の適切な方法により、学修の成果を評価し、合格となった者に対して当該授業科目の単位を授与する。

（試験および試験の代替等）

第18条 科目の試験は、各学期末に定期試験行うほか、追・再試験行うことがある。また、教授会等を経て臨時にこれを行うことがある。

- 2 科目の試験は、日常の学修やレポート等、その他の本学が定める適切な方法をもって、これに代えることがある。

（受験の制限）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする科目をその学期において履修していないとき。
- (2) 授業料その他の納付金を完納していないとき。
- (3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき。
- (4) 試験開始より20分以上遅刻したとき。
- (5) 原則として授業時数の3分の1を超えて欠席した場合には、その科目の受験資格はなくなる。

(補講等の受講は出席回数に加味される。)

ただし、体育実技及び工学実験科目に関しては、別に定める。

2 次の理由による欠席は、公欠として出席に準じて取り扱われる。この際、証明する書類を必要とする。

- (1) 就職試験を受験する場合
 - (2) 父母・兄弟等3親等以内の葬儀に参加する場合
 - (3) その他妥当と判断される理由のある場合
- (成績)

第20条 成績は、試験等の実施により、最高100点、最低0点の点数をもって評価する。ただし、点数による評価が適さない場合は、点数によらず評価することができる。

第21条 学則第19条第2項所定の成績評価は、次の基準による。

- (1) 秀 100点より90点まで
- (2) 優 89点より80点まで
- (3) 良 79点より70点まで
- (4) 可 69点より60点まで
- (5) 不可 59点以下

2 前項の規定にかかわらず、「認定」という評価をもって合格とする場合がある。

(受験中の不正行為)

第22条 受験中に不正行為を行ったものに対しては、原則として、その学期の試験科目全部の成績評価を0点とする。

(追試験)

第23条 第19条に抵触することなく、病気、その他やむを得ない事由により学期末定期試験を受けることができないものに対しては、本人の願い出により、追試験を行うことがある。

2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の場合をいう。

- (1) 診断、入院等を要する病気
- (2) 就職試験
- (3) 忌引
- (4) 学友会活動
- (5) 学校保健安全法施行規則第18条第1種～3種に罹患した場合
- (6) その他妥当と判断される理由のある場合

(追試験の願い出)

第24条 前条の願い出は、当該科目の定期試験の前日までに、科目担当者(非常勤講師の場合は、教学課)に対して、事由の証明できる資料等をもって行わなければならない。ただし、突発的な事故の場合は、この限りではない。

(追試験の実施)

第25条 追試験は、当該学期末の追・再試験において行う。

(追試験の受験料)

第26条 追試験の受験料は、1科目につき1,000円とする。ただし、以下の場合は免除する。

- (1) 就職試験
- (2) 忌引
- (3) 学校保健安全法施行規則第18条第1種～3種に罹患した場合
- (4) その他妥当と判断される理由のある場合

(追試験の成績)

第27条 追試験の成績は、その得点の8割とする。ただし、受験料免除の追試は、その得点の10割とする。

(再履修)

第28条 履修年度で不合格(「不可」「再試験」となった科目の単位を修得するためには、当該科目を再履修しなければならない。

(再履修の制限)

第29条 試験の結果、合格点を得た科目は、再履修することができない。

(再履修の試験)

第30条 再履修を認められた者は、再履修年度の期末定期試験を受験するものとし、前年度の当該科目に関わる再試験を受験することはできない。

(再試験)

第31条 第28条の規定にかかわらず、不合格となった科目について、科目担当者の判断により、再試験を行うことがある。ただし、「不可」となった科目の再試験は受験できない。

- 2 再試験は当該科目を受講した年度における受験のほか、科目担当者の判断により、翌年度以降、1回だけ受験する機会が与えられることがある。

(再試験の受験料)

第32条 再試験の受験は、1科目につき2,000円とする。ただし、有効期間は当該年度内とする。

(再試験の成績)

第33条 再試験の成績は、最高を「可」とする。

(GPAによる総合成績の評価)

第34条 学生の総合的な成績は、GPA(Grade Point Average)を用いて評価する。

- 2 GPAは、学生が履修登録した全ての科目について、評価点(Grade Point)をつけ、この評価点を各々の科目の単位数による加重をつけて平均した値である。

成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準によるものとする。

評価点	GP	評価記号
90点～100点	4.0	S
80点～89点	3.0	A
70点～79点	2.0	B
60点～69点	1.0	C
59点以下	0.0	D
認定	—	N

- 3 GPAは、学期ごと、年度ごと、通算の値を算出する。

- 4 第 13 条の 2、第 37 条により単位認定された科目、別に指定する科目は G P A の計算の対象には含まない。
- 5 不可となった科目を再履修した場合、通算の G P A を算出する場合に限り、再履修時の成績評価を G P A の計算の対象とする。

(共 通)

第 35 条 追再試験又は再履修を希望する者は、所定の期日までにそれぞれの願書を教学課に提出しその指示を受けなければならない。

第 36 条 日常の学修やレポート等、その他の本学が定める適切な方法で不合格となった科目の取扱については、第 28 条以下を準用する。

第 6 章 他大学等授業科目の受講及び単位認定

(他大学等授業科目の受講)

第 37 条 学生は、第 20 条、第 21 条の規定により、本学における履修の支障のない範囲において、鹿児島県内大学等間授業交流（単位互換）制度等を利用して授業を受講することができる。

2 前項について、別に定める。

(他大学等における修得単位の認定)

第 38 条 本学学生は、次に掲げる単位や学修について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定申請することができる。

- (1) 学則第 20 条において定める外国の大学、短期大学を含む他の大学等において修得した単位。
- (2) 学則第 21 条において定める短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修。
- (3) 学則第 22 条において定める本学に入学する前に修得した単位。

2 前項の申請があった場合、次の各号のいずれに該当するかについて、学科長または共通教育センター長（各学科の専門科目の単位としてみなす場合には当該学生の所属学科の学科長。共通総合教育科目の単位としてみなす場合には共通教育センター長。）が教務委員会に具申し、学長が教授会の意見を聴いて可否を決定する。

- (1) 他の大学等の授業科目と本学の授業科目の間に内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り、必修科目として認定する。
- (2) 他の大学等の授業科目が、本学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係がなくとも選択科目として認定する。
- (3) 他の大学等の授業科目が、本学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くとも卒業要件として必要とされる自由科目として認定する。
- (4) 他の大学等の授業科目が、本学の授業科目と内容・水準等について一対一の対応関係がない場合には、卒業要件に必要なではない自由科目として認定する。

- 3 前項に認められる単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、編入学、転学（転入学）、再入学の場合は、この限りではない。
- 4 第 2 項により認められる単位の 1 科目あたりの単位数は、本学の認定科目の単位数を超えないものとする。

第 38 条の 2 大学以外の教育施設等における学修 について定めた学則第 21 条および前条第 1 項

(2) に掲げる 「その他文部科学大臣が定める学修」とは、平成 3 年文部省告示第 68 号を根拠とした以下の各号を指す。

- 1 大学専攻科又は学校教育法第 105 条の規定により大学が当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程における学修。
- 2 高等専門学校における学修で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 3 専門学校（修業年限 2 年以上のもの又は学校教育法第 133 条において準用する同法第 105 条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程）における学修で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 4 防衛大学校等の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの。
- 5 教職免許法上の認定講習で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 6 社会教育法上の社会教育主事講習で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 7 図書館法上の司書講習で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 8 学校図書館法上の司書教諭講習で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 9 認定技能審査に係る学修で、本学が大学教育相当水準と認めたもの。
- 10 TOE I C、TOE F L 又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で本学が大学教育相当水準と認めたもの。

(細部事項)

第 39 条 履修の細部に関する事項は、年度ごと又はその都度、別に示す。

附 則

- 1 本規程は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 本規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 本規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 本規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

- 9 本規程は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。
- 10 本規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 本規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 本規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 本規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 本規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 本規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 本規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 本規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 本規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 本規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 28 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 30 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 31 本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 32 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 33 本規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 34 本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 35 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。